


# 大谷西団地97-99号室棟及び114-116号室棟解体撤去工事

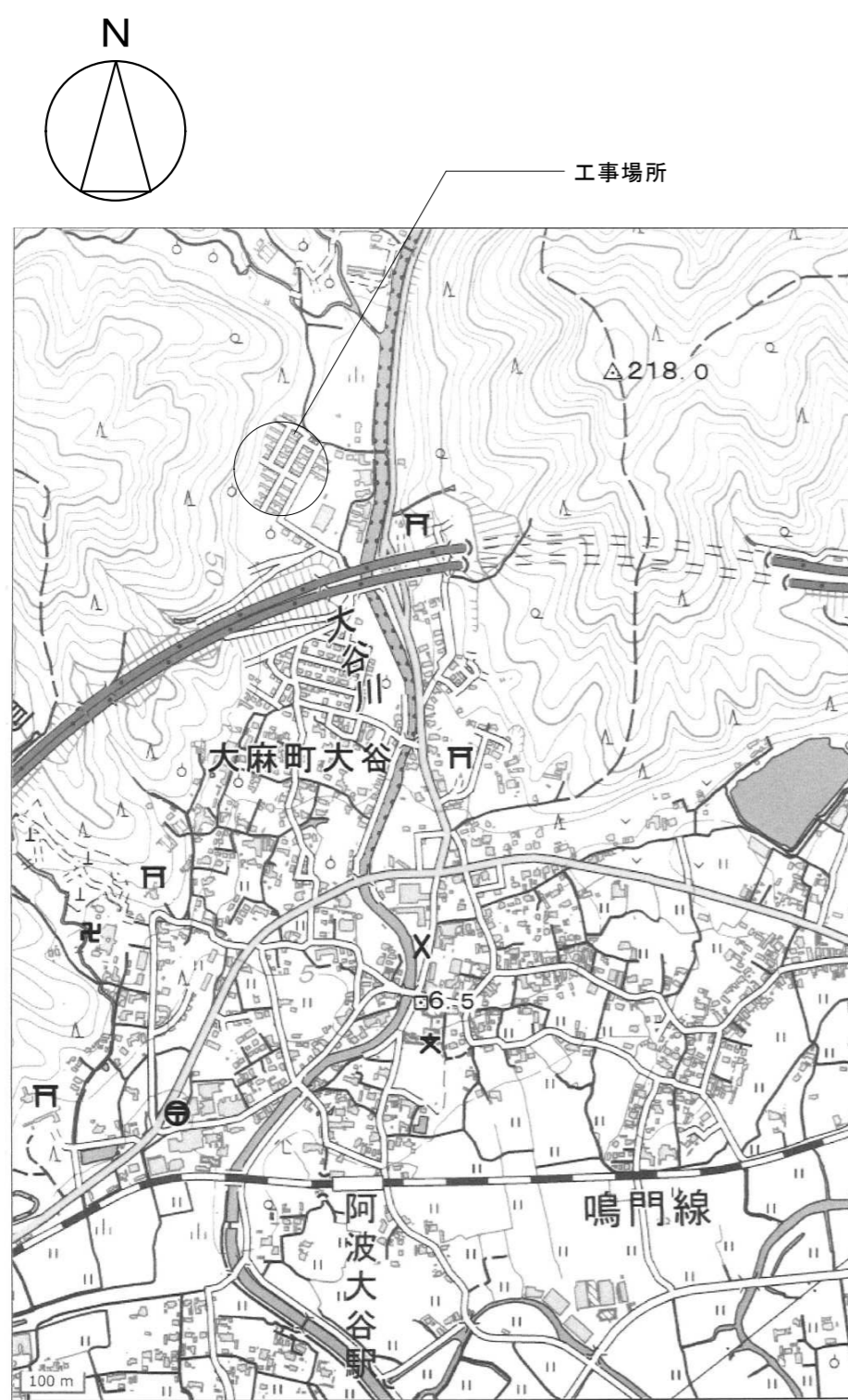
図面番号	図面名称
A-01	特記仕様書(1)
A-02	特記仕様書(2)
A-03	特記仕様書(3)
A-04	付近見取図、配置図
A-05	外部仮設計画図、解体概要図
A-06	仕上表(97-99号室棟)
A-07	仕上表(114-116号室棟)
A-08	平面図、屋根伏図
A-09	立面図
A-10	矩計図(97-99号室棟)
A-11	矩計図(114-116号室棟)
A-12	建具配置図、建具表(1)
A-13	建具表(2)
A-14	家具、家電等撤去リスト
A-15	基礎伏図

I. 工事概要										
<p>1. 工事名称 大谷西団地97-99号室棟及び114-116号室棟解体撤去工事</p> <p>2. 工事場所 鳴門市大麻町大谷</p> <p>3. 工事概要 A. 建物取り壊し B. 整地工事</p> <p>構造規模：CＢ造（一部木造）平屋建て 工事範囲図示による</p> <p>4. 床面積 施工面積：264.30 m2</p> <p>5. 工期 工事完成期間は工事契約書による。</p>										
II. 解体工事仕様書										
1章 解体一般共通事項										
項 目	特 記 事 項									
<p>1. 適用基準等</p> <p>①図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)(以下「解体共通仕様書」という。)</p> <p>②公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改撰仕」という。)</p> <p>③公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版</p> <p>④公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版</p> <p>⑤公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「撰仕」という。)</p> <p>⑥公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)</p> <p>⑦公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)</p> <p>⑧設計図書は優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(②から⑤)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 解体共通仕様書等</p> <p>⑨建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)に基づき工事を行うこと。各種届出は速やかに行うこと。</p> <p>2. 施工条件</p> <p>施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去建物内の全ての物品共撤去処分する。</li> <li>工程については、監督員と協議のうえ決定とすること。</li> <li>人員配置及び施工計画を綿密に行い滞滞のないようにすること。</li> <li>請負者は、本工事の全部もしくは一部について、指名停止期間中の有資格者と下請契約を締結してはならない。</li> <li>本工事の設計図書に関する質疑は、質問回答書をもって確かめておくものとする。また設計図書に記載なくとも外観上、構造上、設備上当然と監督員が認めた場合は、その指示に従い請負金額の範囲内で施工するものとする。</li> <li>市道の道路占用許可及び使用許可を受けること。</li> <li>工事区画範囲外の敷地、市道等に工事車両等を駐車しないこと。</li> <li>休日には作業を行わないこと。</li> <li>97-99号室棟撤去完了後、114-116号室棟の解体工事に着手すること。</li> </ul> <p>◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物の調査を行う。</p> <p>◎コンクリート部分の取壊し工事は9時から17時までとし、圧砕機を使用する。</p> <p>◎安全対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣住人等に周知、案内のこと。</li> <li>道路脇における工事については作業時間内外を問わず、通行者の安全に十分留意のこと。</li> </ul> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議すること。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、ゲート付近に配置すること</p> <p>◎本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている) <u>義務付けられていない</u></p>	<p>◎警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p> <p>◎配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</p> <p>◎受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>◎受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎本工事のうち、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎工事カルテの作成、登録</p> <p>(1) 請負者は、請負金額が2,500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注、変更、竣工及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。登録は、受注時は契約締結後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、登録内容変更時は、変更があった日から10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、完成時は、工事完成後10日以内(ただし土・日・祝日等は除く。)、訂正時は適宜とする。またその都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。変更時登録については、請負金額、工期、主任(監理)技術者、現場代理人の変更があった場合に登録を行うこと。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。契約変更等により請負金額が500万円以上2,500万円未満となった場合は、既登録を削除し新たに500万円以上2,500万円未満工事として、変更契約時の工事内容を受注時として登録すること。</p> <p>(2) 請負者は、請負金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき受注、変更、竣工及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して、内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。登録は、受注時は契約締結後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、訂正時は適宜とする。また、その都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。契約変更等により請負金額が2,500万円以上となった場合は、既登録はそのままに、2,500万円以上工事として、変更契約時の工事内容を変更時登録すること。契約変更により請負金額が500万円未満となった場合は、その時点で登録を削除すること。なお、請負金額が500万円未満であった工事が契約変更により500万円以上2,500万円未満になった場合においても、新たに500万円以上2,500万円未満工事として、変更契約時の工事内容を受注時登録すること。</p> <p>3. 工事関係図書</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>4. 安全衛生管理</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、支障が存在する場合には「支障物件確認書」を監督員に提出し監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。 )又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。 )を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和3年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>5. 工事現場管理</p> <p>◎工事現場には、鳴門市指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>6. 施工</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いたしに問い合わせ、工事に遅滞のないようにすること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>7. 周辺家屋等の対応</p> <p>◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。</p> <p>8. 保険</p> <p>◎請負業者賠償責任保険に付保すること。</p> <p>9. 記録</p> <p>◎提出書類</p> <p>◎工事写真(写真帳1部( 着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 )、電子データ1部)</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。しゅん工については、工事的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること</p> <table border="1" data-bbox="2226 1428 2671 1512"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 提出部数は指示部数とする。</p> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる) <u>(よらない)</u>ものとする。</p> <p>10. 工事検査及び技術検査</p> <p>◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用については請負業者の負担とする。</p>	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ	<p>◎休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎元請け業者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項に留意し、下請業者を指導すること。</p> <p>(1) 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。</p> <p>(2) さし枠設備車、不表示車は使用しないこと。</p> <p>(3) 過積載車両、さし枠設備車、不表示者から土砂等の引き渡しを受けないこと。</p> <p>(4) 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請け業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。</p> <p>◎工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、「事故報告書」(自由形式)を監督職員に提出すること。</p>
区 分	サ イ ズ									
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ									
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ									
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ									

2章 解体仮設工事		3章 解体施工		4章 建設廃棄物の処理	
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いの範囲は図示による。 (仕様：H=1.8m 図示位置参照)</p> <p>◎外部足場(種類：くさび緊結式足場、シート仕様：防音シート) ○壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下) ○足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎ゲート(有)、無 仕様：ガードフェンスにて工事区画を行うこと。)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎その他</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎工事に際して道路占用許可が必要な場合は、道路管理者と協議を行い許可を得ること。</p> <p>◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。</p> <p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1)内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2)内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること) (3)積み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと) (4)捨て場状況(車のナンバープレートを写し込むこと)</p> <p>2. 工事の範囲</p> <p>◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端端でコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。 解体後、整地のこと。</p> <p>3. 事前措置</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合についても同様とする。</p> <p>◎事前の施工調査等を改機仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p> <p>◎解体前に「シリング」材照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>4. 構内舗装等</p> <p>◎図示による</p> <p>5. 地下埋設物・埋設配管等</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。</p> <p>6. 整地・埋戻し・盛土</p> <p>◎埋戻しは、(購入土・クラッシャーラン 再生クラッシャーラン <b>現場発生土</b>・他工事の現場発生土)とする。 ◎クワットは粒度0-40とする。 ◎埋め戻し高さは、現況レベルで敷均し ◎整地範囲は図示による。</p> <p>7. 墜落防止対策</p> <p>◎2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。 ◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要に臨時に手摺り等を取り外すときは、ハーネス型安全帯を使用したままの状態で行えるよう考慮し、作業員にハーネス型安全帯の着用を徹底させること。</p> <p>8. 地下埋設物埋設配管等</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去は、本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること、原則として、地中部も撤去とする。</p> <p>9. 浄化槽(便槽)</p> <p>◎汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置(行)・行わない)</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3)コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。 (4)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事竣工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結時から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有、無) 材 料 名 ( 化粧ボード ) 処理方法 ( 5車アスベスト含有建材の除去等参照 )</p>		
2. 工事用用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出来る <b>出来ない</b>)、電力料金(有償・無償)</p> <p>◎既存水利用(出来る <b>出来ない</b>)、用水料金(有償・無償)</p>	<p>7. 墜落防止対策</p> <p>◎2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。 ◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要に臨時に手摺り等を取り外すときは、ハーネス型安全帯を使用したままの状態で行えるよう考慮し、作業員にハーネス型安全帯の着用を徹底させること。</p>	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3)コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。 (4)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事竣工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結時から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有、無) 材 料 名 ( 化粧ボード ) 処理方法 ( 5車アスベスト含有建材の除去等参照 )</p>		
3. 工事車両用駐車場 現場事務所用地等	<p>◎同用地は、(図示の場所に <b>用意していないので業者に</b>て)設けること。</p>	<p>8. 地下埋設物埋設配管等</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去は、本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること、原則として、地中部も撤去とする。</p>	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3)コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。 (4)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージ材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事竣工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結時から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有、無) 材 料 名 ( 化粧ボード ) 処理方法 ( 5車アスベスト含有建材の除去等参照 )</p>		

<p>・</p> <p>-----</p> <p>・</p> <p>-----</p> <p>・</p> <p>-----</p> <p>・</p>	<p>工事名</p> <p>大谷西団地97-99号室棟及び114-116号室棟解体撤去工事</p>	<p>SCALE</p>	<p>丹羽建築事務所</p> <p>丹羽 悟</p> <p>1級建築士登録119290号</p>	<p>鳴門市撫養町南浜字東浜11-18</p> <p>TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521</p>	<p>NO.</p> <p>A</p> <p>02</p>	
<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>	<p>図面名</p> <p>特記仕様書(2)</p>					

5章 アスベスト含有建材の除去等		項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項										
1. 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は（・<u>貸与する</u>・ない）</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。          ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。          ・監督員へも結果を提出すること。          ・調査結果は3年間保存すること。          ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p> <p>◎表示、掲示は次のとおり行うこと。          ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。          ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。          ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。          ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う・行わない）。          ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。          ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。          ・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。          ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ）</p> <p>◎施工計画          (1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。          (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																
2. アスベスト含有成形板の除去	<p>(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。          外部足場（種類： 、仕様 枚布、D= cm、シート種類： ）          仮囲い高さ：H= m</p> <p>(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。          内部足場（種類： 、仕様 枚布、D= cm）          養生種別（ ）</p> <p>◎工法          (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきが行うこと。          (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。          建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。          なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。          ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離（負圧不要）を行う。          (3) 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等          (1) 施工記録報告書及び特定じん排出等作業完了報告書作成し、監督員に提出すること。          (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法										
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法												
6章 設備関係の処理		項目	特記事項														
1. 設備機器類	<p>◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前にシーリングのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎空調機器の撤去、処分を行う場合は、フロン類冷媒について、フロン類使用の合理化および管理の適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。</p>																

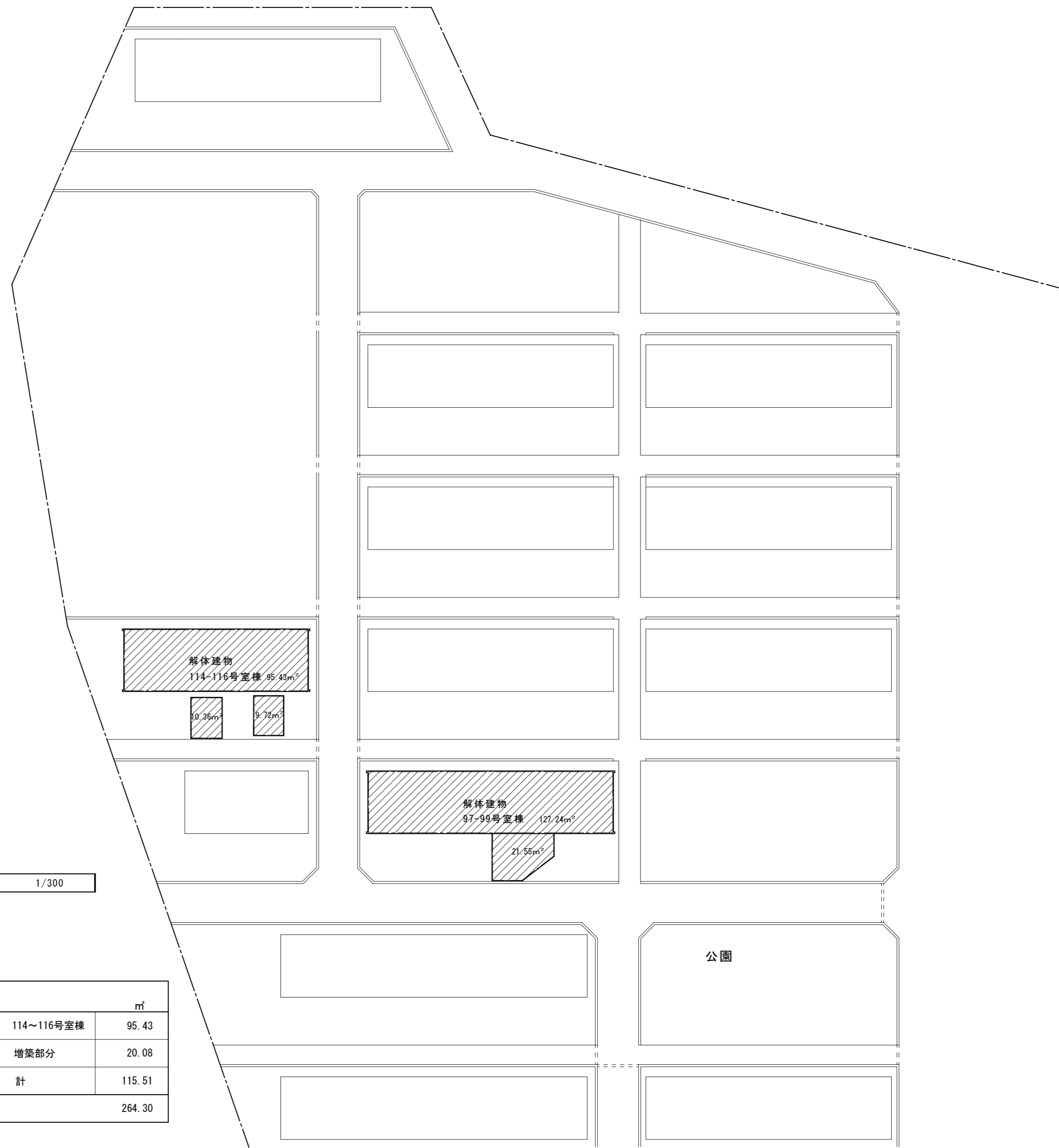


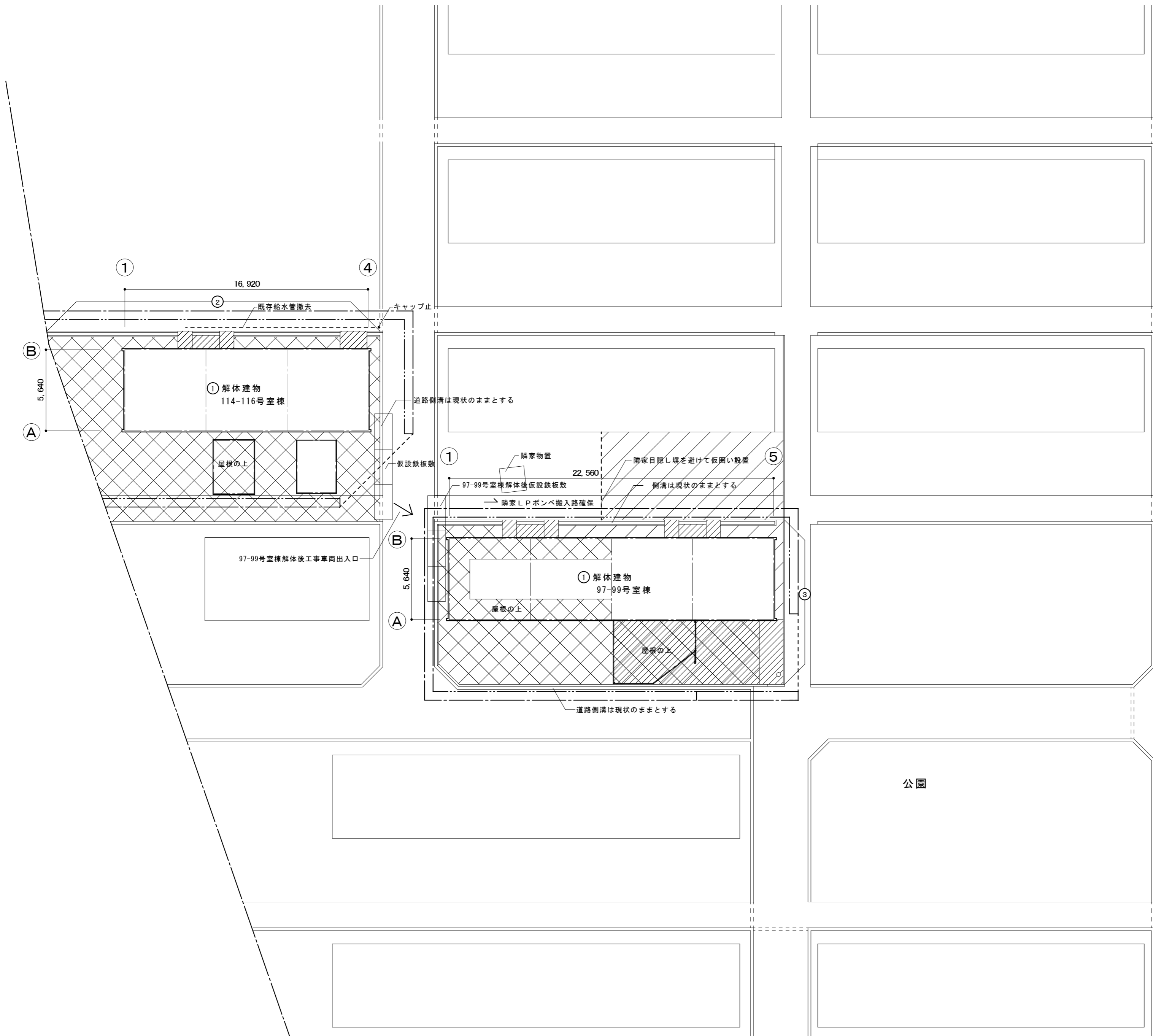
付近見取図

※ 出典：国土地理院ウェブサイト  
「地理院地図データ」（国土地理院）をもとに丹羽建築事務所作成

配置図 1/300

延床面積		㎡	
97～99号室棟	127.24	114～116号室棟	95.43
増築部分	21.55	増築部分	20.08
計	148.79	計	115.51
合計	264.30		





解体撤去リスト		備考
①	建物本体 基礎共	土間+犬走り共+くみ取り溝共
②	側溝 (コンクリート)	
③	縁石 (コンクリート)	
	草刈	樹木伐採伐根
	草刈	樹木伐採
	土間コン	厚100
	モルタル	厚30

※敷地内の植物 (樹木伐根共) は全て撤去とする。  
 ※建物等撤去跡は、周囲ともクラッシャーラン敷き均しのうえ整地・転圧とすること。

----- くさび緊結式足場 防音シート H=3.0 m 設置位置を示す。  
 - - - - - 仮囲い: ガードフェンス H=1.20 m 設置位置を示す。  
 - - - - - 仮囲い: 波形亜鉛鉄板 H=1.8m  
 97-99号室棟 南面及び西面と北面の一部 } 保安灯 (チューブ) ソーラー電源設置  
 114-116号室棟 東面及び北面の一部 }

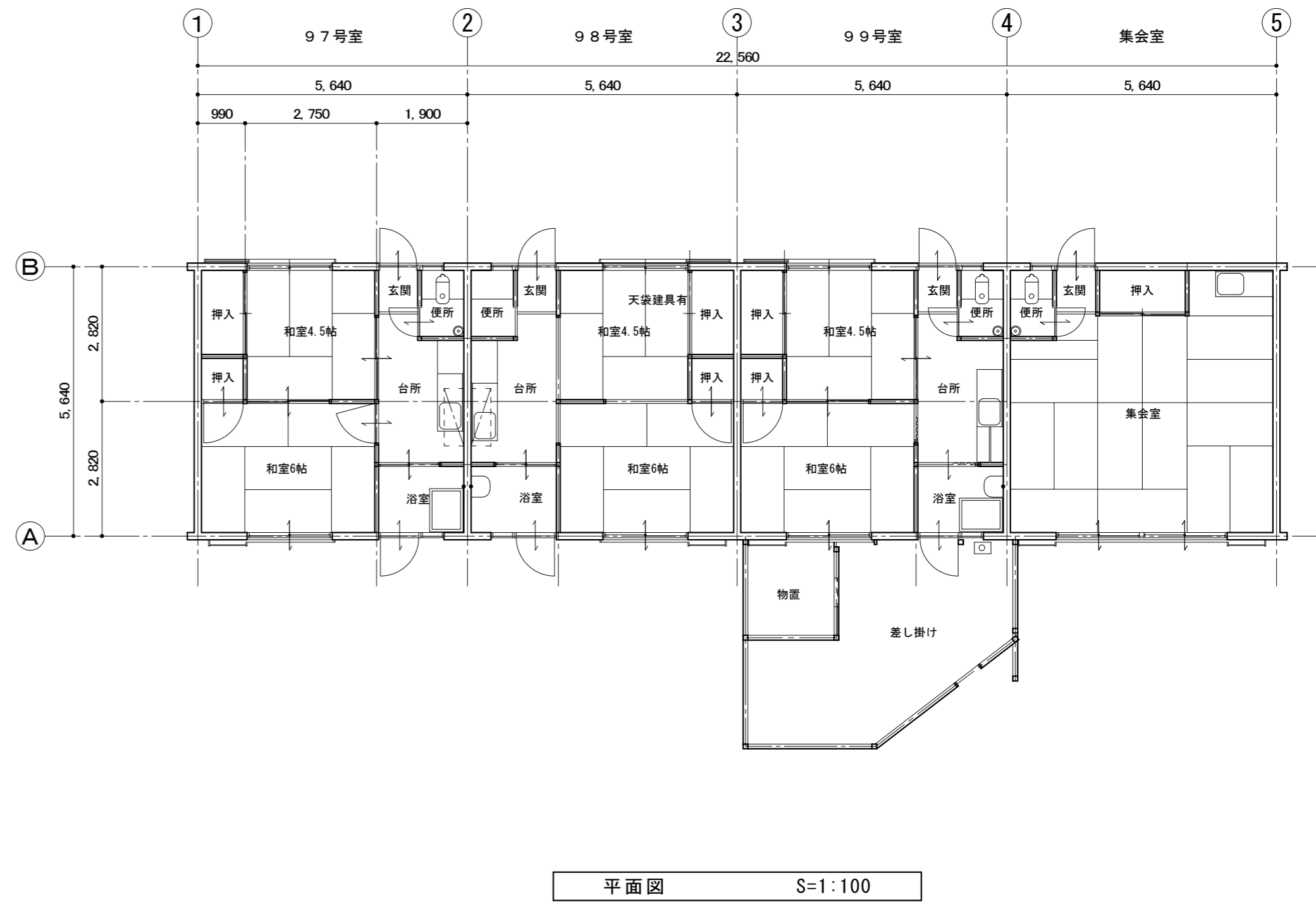
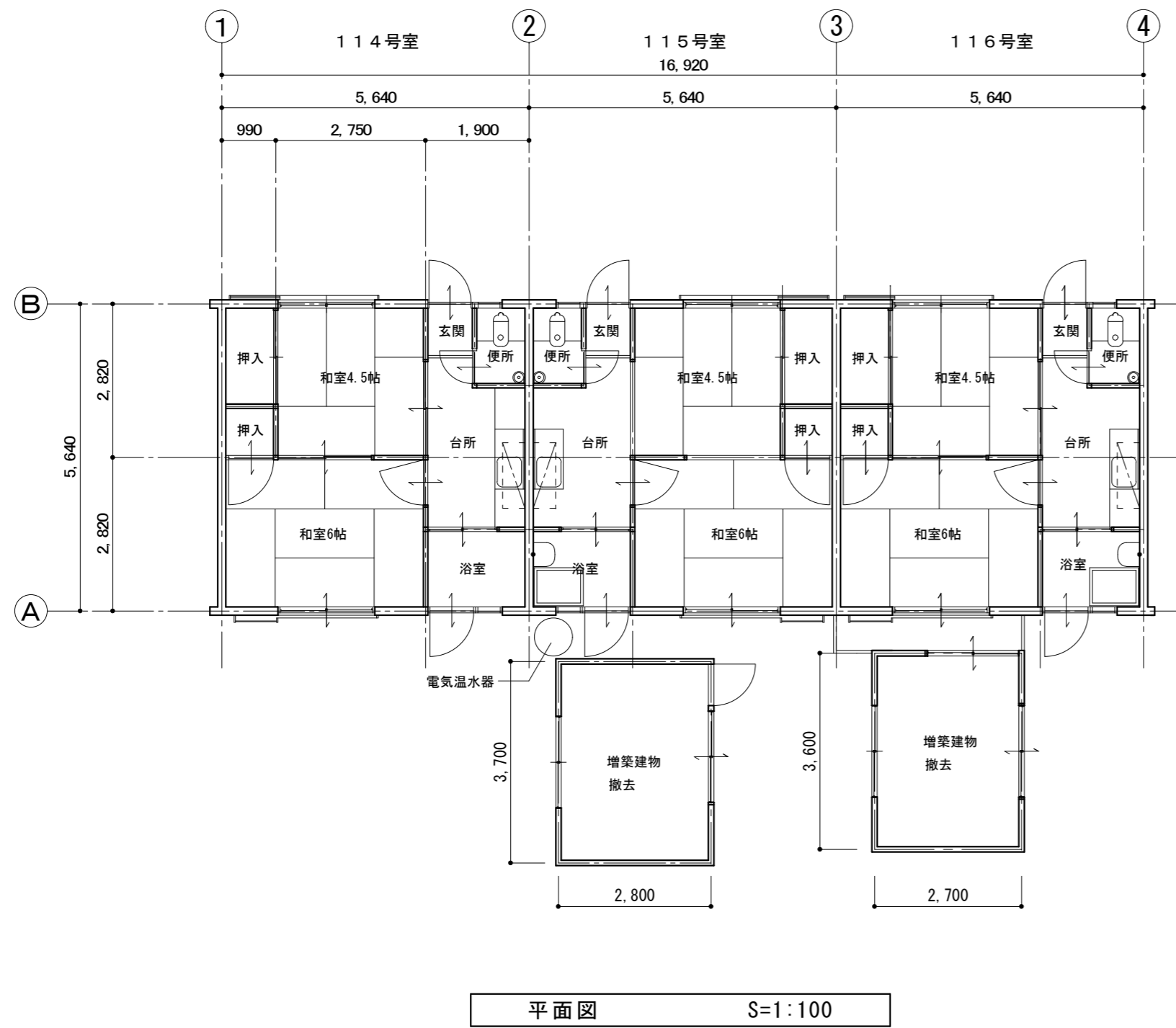
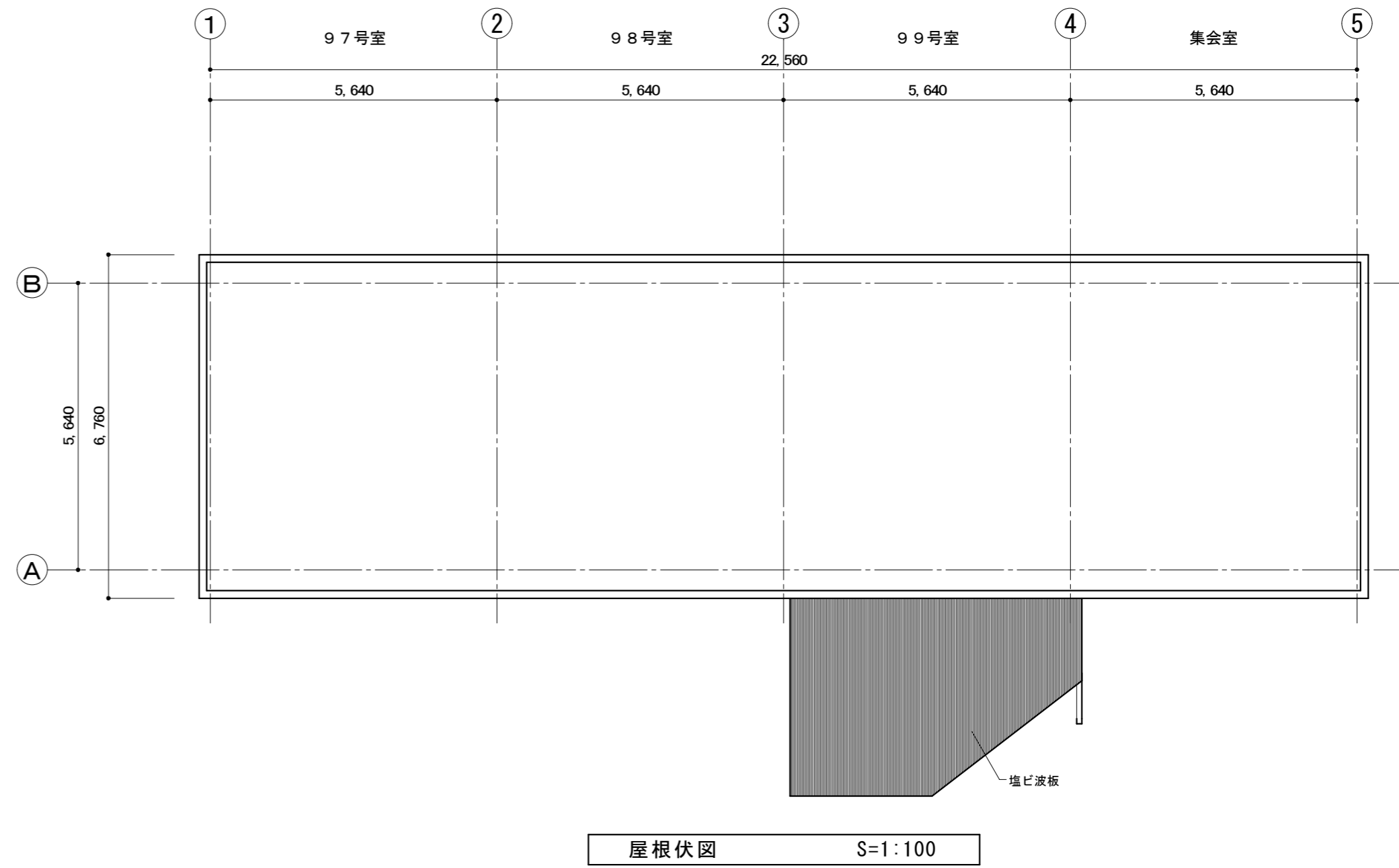
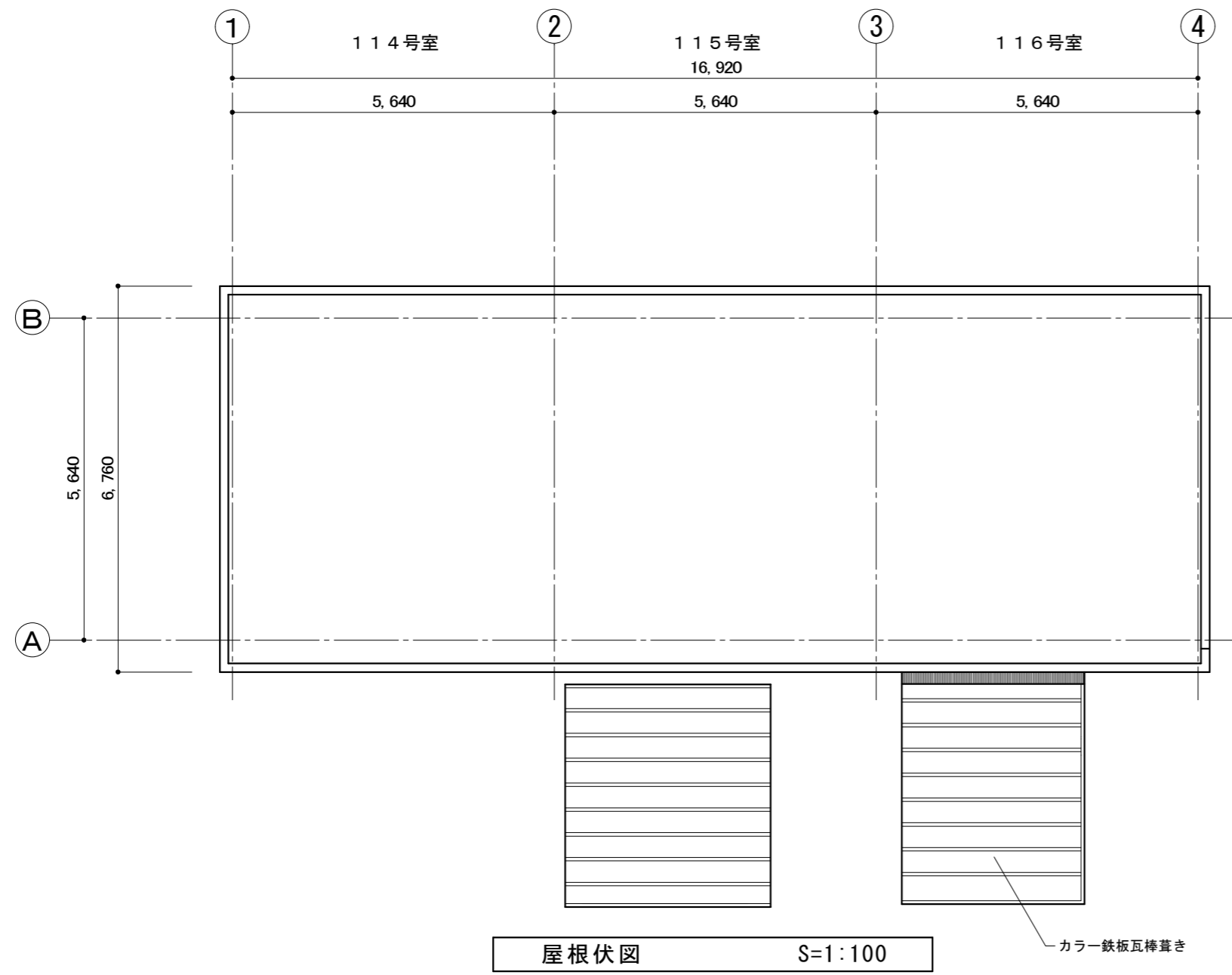
外部仕上表					
部 位	仕 様		部 位	仕 様	
屋根 軒天	アスファルト防水 下地モルタル 増築部分：カラー鉄板瓦棒葺き コンクリート打ち放し		外壁 ポーチ床	モルタル塗 コンクリートブロック 増築部分：塩ビ波板 土間コンクリート	

内部仕上表											
	室 名	床	幅 木	H	腰	壁	天 井	下地	C・H	廻り縁	備 考
97 号室	玄関、台所	土間コンクリート 合板フローア- 97号室：合板下地CFシート	モルタル 木製	50	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2580 2350	木製	撤去リスト参照
	和室4.5帖	畳敷 t-55+カーペット敷			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	押入
	和室6帖	畳敷 t-55+カーペット敷			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	押入
	浴室	土間コンクリート モルタル			モルタル ベニヤ t-3mm	モルタル ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2575	木製	97号室：ポリバス 98号室：洗濯流し
	便所	合板フローア-			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	97号室：両用便器、手洗器
99 号室	玄関、台所	土間コンクリート 合板下地CFシート	モルタル 木製	50	ベニヤ t-3mm ビニールクロス	ベニヤ t-3mm ビニールクロス	ベニヤ t-3mm ビニールクロス	W	2580 2350	木製	撤去リスト参照
	和室4.5帖	畳敷 t-55			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm ビニールクロス	W	2300	木製	押入
	和室6帖	畳敷 t-55			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm ビニールクロス	W	2300	木製	押入
	浴室	土間コンクリート モルタル			モルタル ベニヤ t-3mm	モルタル ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2575	木製	ポリバス、洗濯流し
	便所	合板フローア-			ベニヤ t-3mm ビニールクロス	ベニヤ t-3mm ビニールクロス	ベニヤ t-3mm ビニールクロス	W	2300	木製	両用便器、手洗器
	増築部分	ベニヤ t-12mm			ベニヤ t-12mm	ベニヤ t-12mm	塩ビ波板	W	2000 2300	木製	撤去リスト参照
集 会 所	玄関、台所	土間コンクリート 合板フローア-	モルタル 木製	50	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2580 2350	木製	撤去リスト参照
	集会室	畳敷 t-55			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	化粧ボード t-6mm	W	2300	木製	撤去リスト参照、押入
	便所	合板フローア-			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	両用便器、手洗器

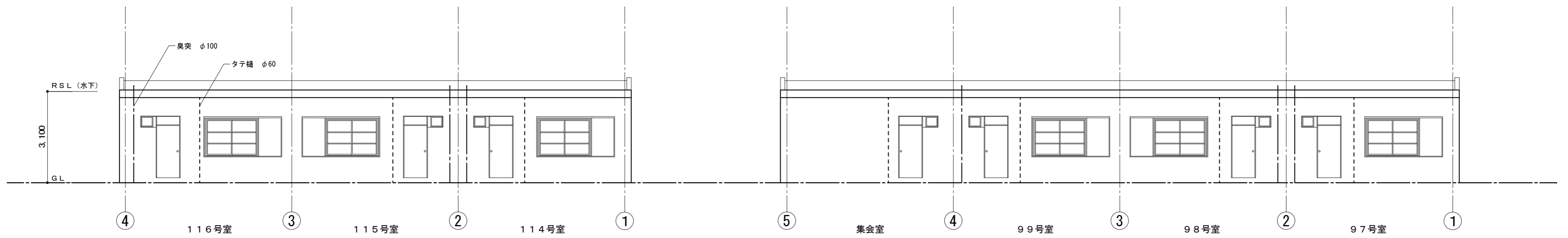
外部仕上表											
部 位	仕 様					部 位	仕 様				
屋根 軒天	アスファルト防水 下地モルタル 増築部分：カラー鉄板瓦葺き コンクリート打ち放し					外壁 ポーチ床	モルタル塗 コンクリートブロック 増築部分：化粧木質サイディング、鉄板波板 土間コンクリート				

内部仕上表											
	室 名	床	幅 木	H	腰	壁	天 井	下地	C・H	廻り縁	備 考
114 号室	玄関、台所	土間コンクリート 合板フローア	モルタル 木製	50	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2515 2300	木製	撤去リスト参照
	和室4.5帖	畳敷 t-55			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	押入
	和室6帖	畳敷 t-55			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	押入
	浴室	土間コンクリート モルタル			モルタル ベニヤ t-3mm	モルタル ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2550	木製	
	便所	合板フローア			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	両用便器、手洗器
115 号室	玄関、台所	土間コンクリート 合板フローア	モルタル 木製	50	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2515 2300	木製	撤去リスト参照
	和室4.5帖	畳敷 t-55			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	押入
	和室6帖	畳敷 t-55			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	押入
	浴室	土間コンクリート モルタル			モルタル ベニヤ t-3mm	モルタル ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2550	木製	タイル貼り浴槽、洗濯流し
	便所	合板フローア			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	両用便器、手洗器
	増築部分	合板フローア	木製	50	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	撤去リスト参照
116 号室	玄関、台所	土間コンクリート 合板フローア下地CFシート	モルタル 木製	50	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2515 2285	木製	撤去リスト参照
	和室4.5帖	畳敷 t-55			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2250	木製	押入
	和室6帖	畳敷 t-55			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2250	木製	押入
	浴室	土間コンクリート モルタル			モルタル ベニヤ t-3mm	モルタル ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2550	木製	ポリバス、洗濯流し
	便所	合板フローア			ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	W	2300	木製	両用便器、手洗器
	増築部分	合板フローア下地CFシート	木製	50	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm	ベニヤ t-3mm ガラスウール t-25 24K	W	2000 2100	木製	撤去リスト参照



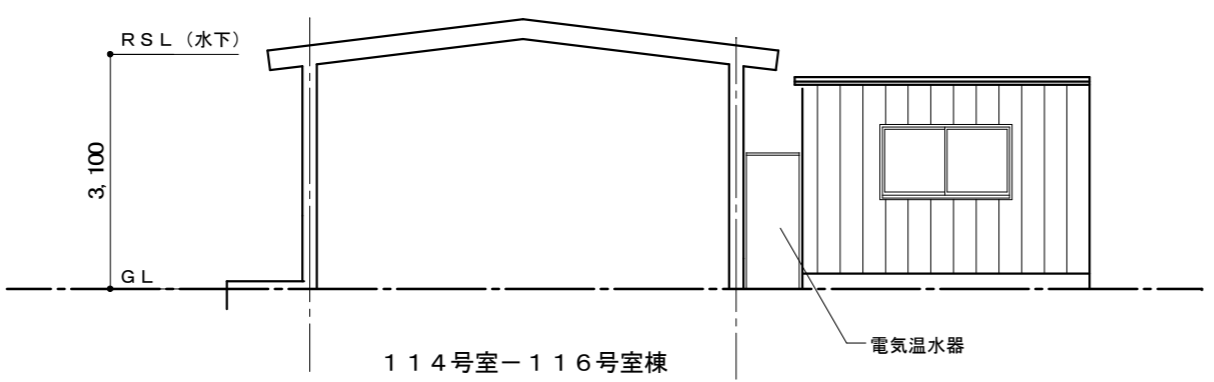


. . .	工事名	大谷西団地97-99号室棟及び114-116号室棟解体撤去工事	SCALE	S=1:100	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. A / 08	
	図面名	平面図、屋根伏図					

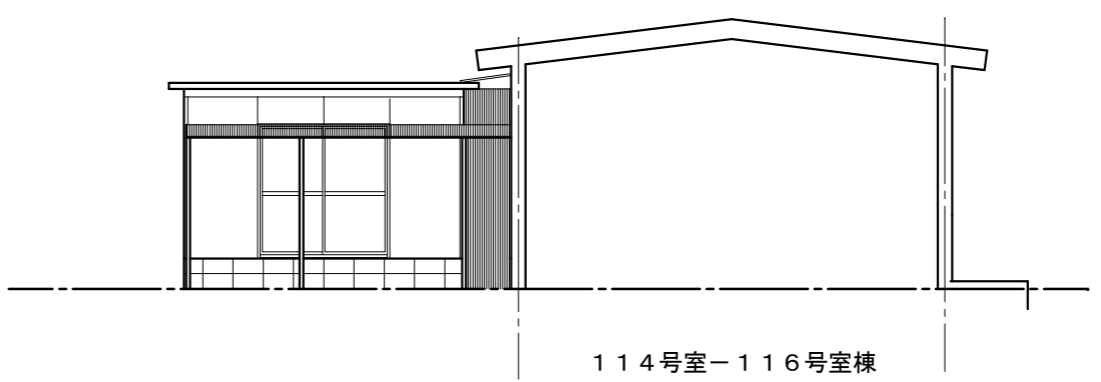


北立面图 S=1:100

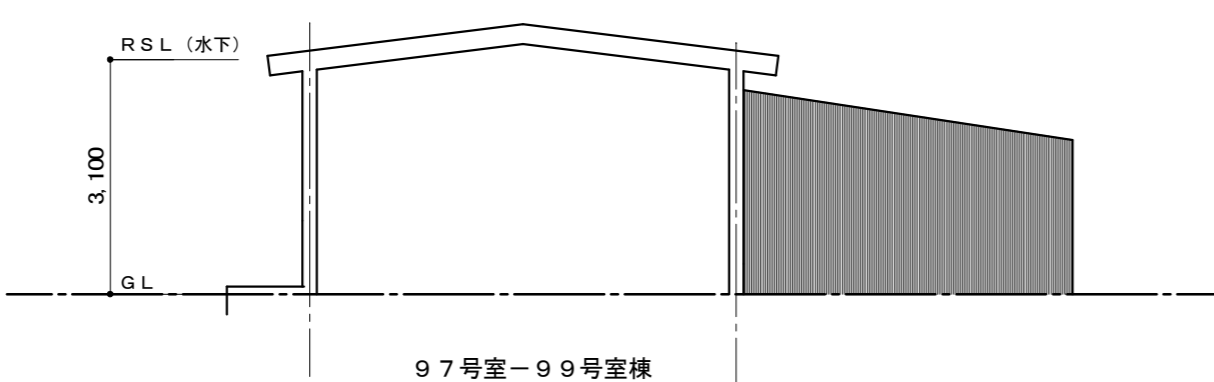
北立面图 S=1:100



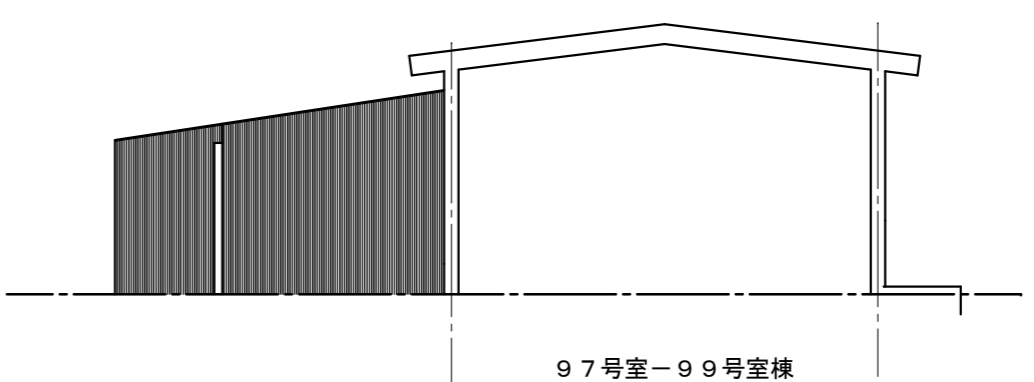
西立面图 S=1:100



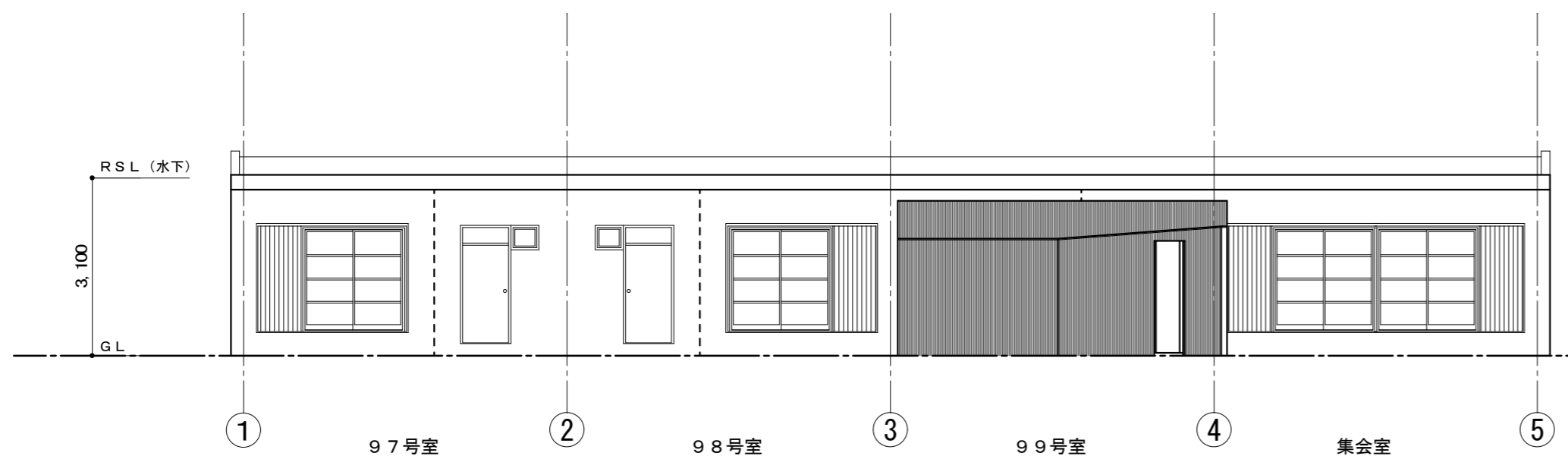
東立面图 S=1:100



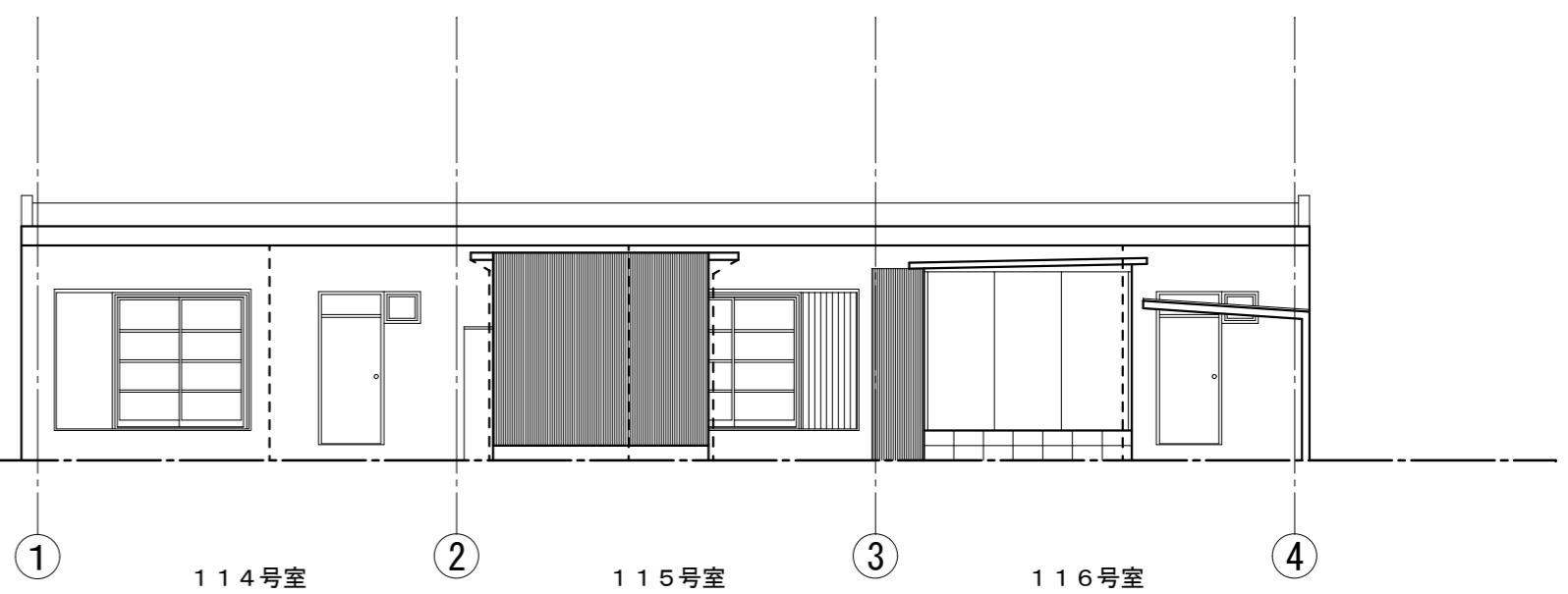
西立面图 S=1:100



東立面图 S=1:100

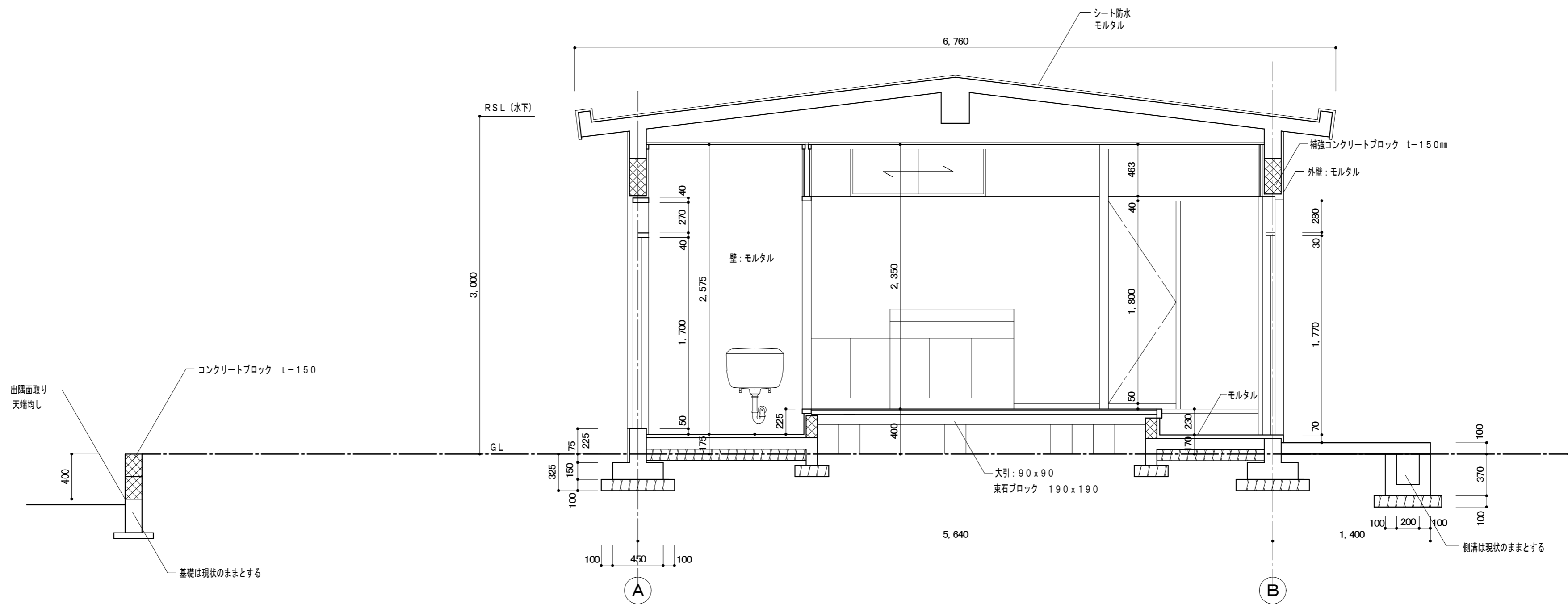
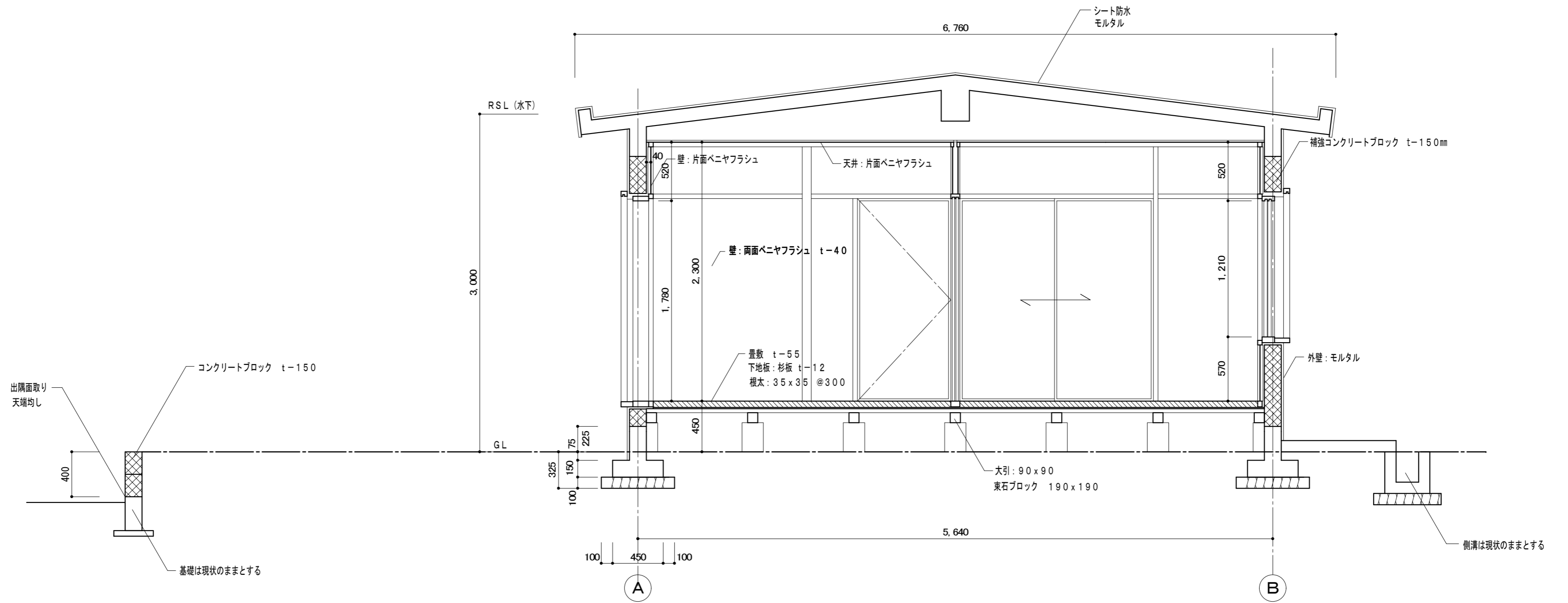



南立面图 S=1:100

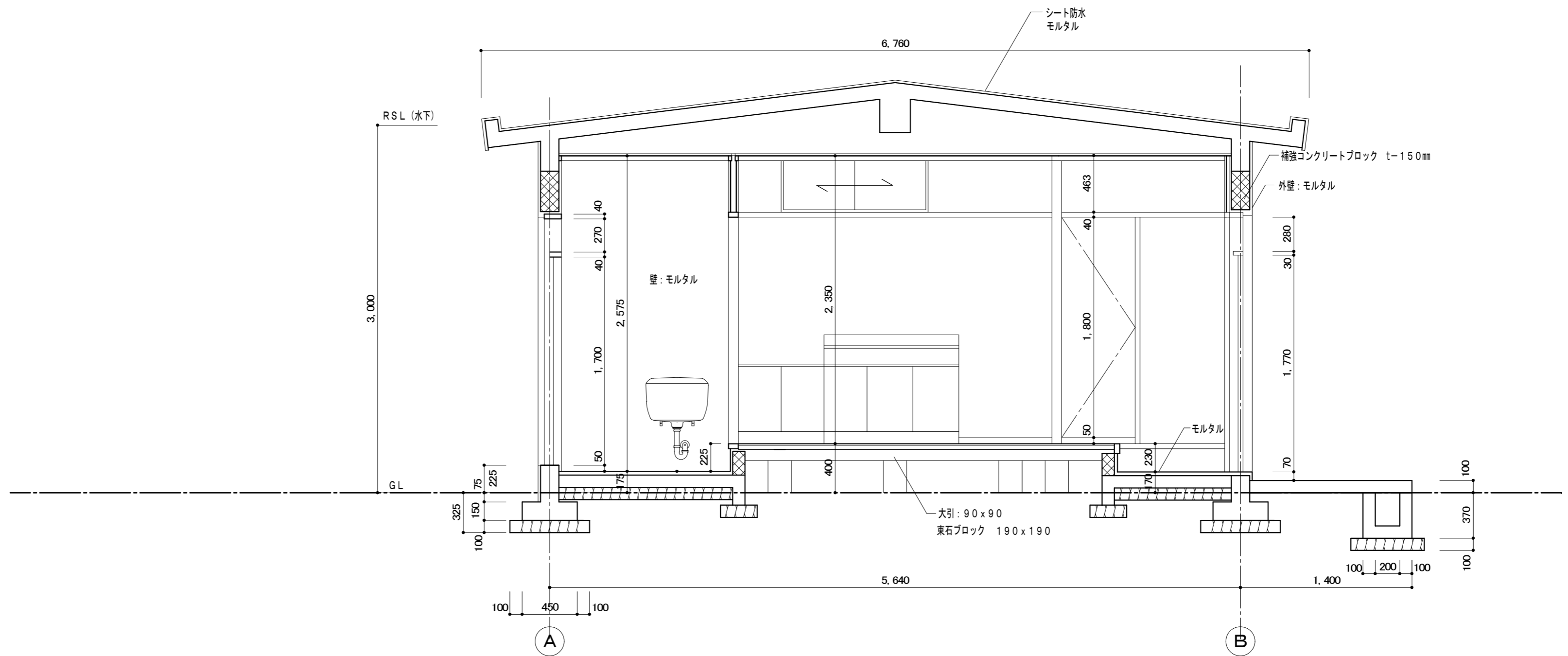
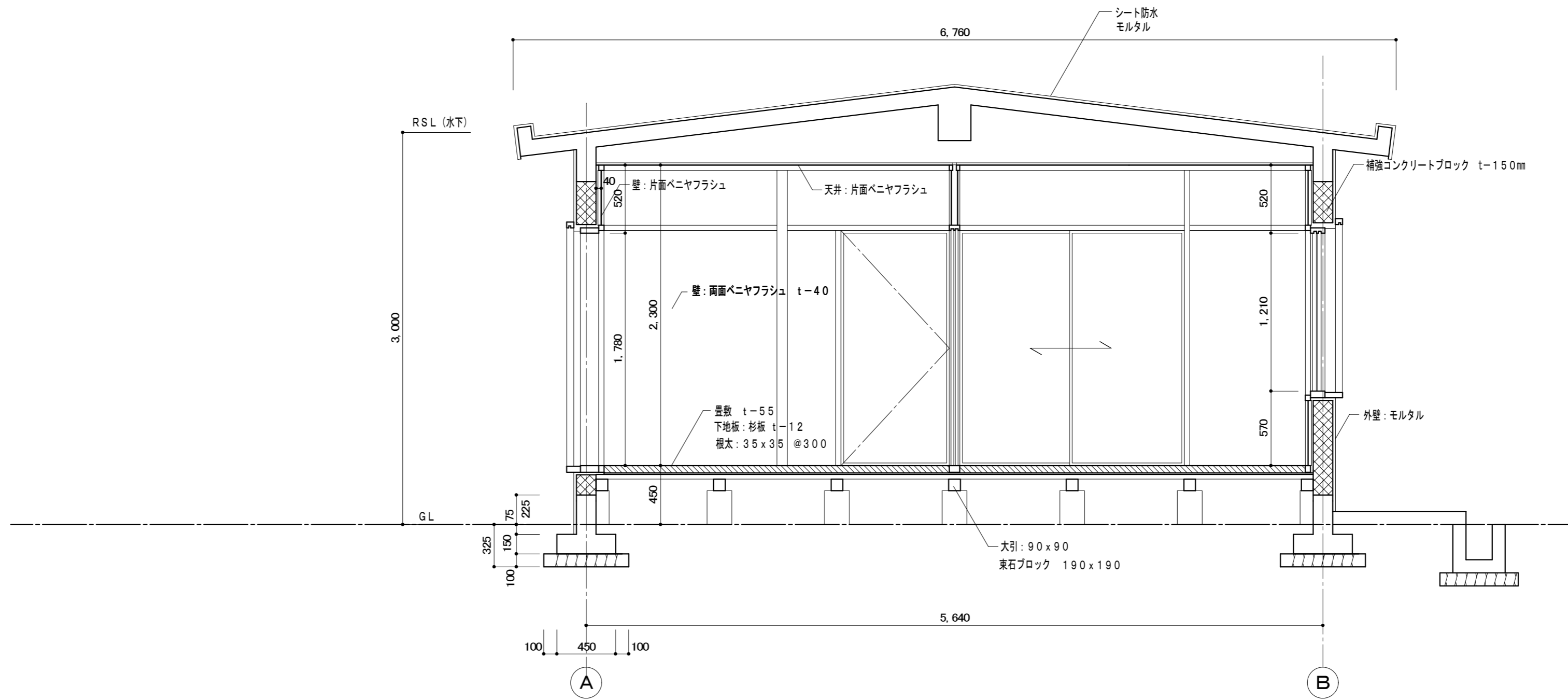



南立面图 S=1:100

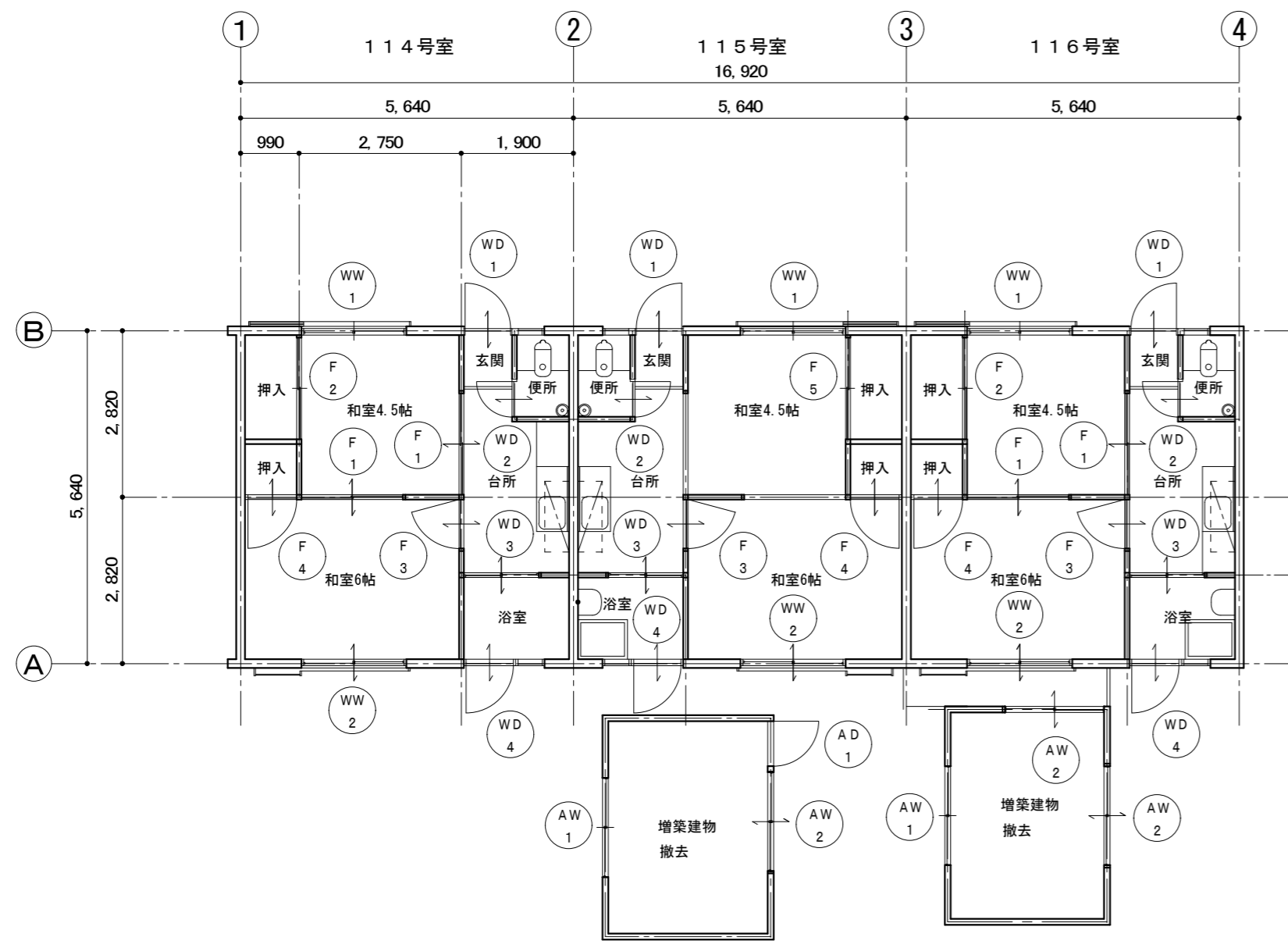
. . .	工事名	大谷西团地97-99号室棟及び114-116号室棟解体撤去工事	SCALE	S=1:100	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. A 09	
	図面名	立面图					



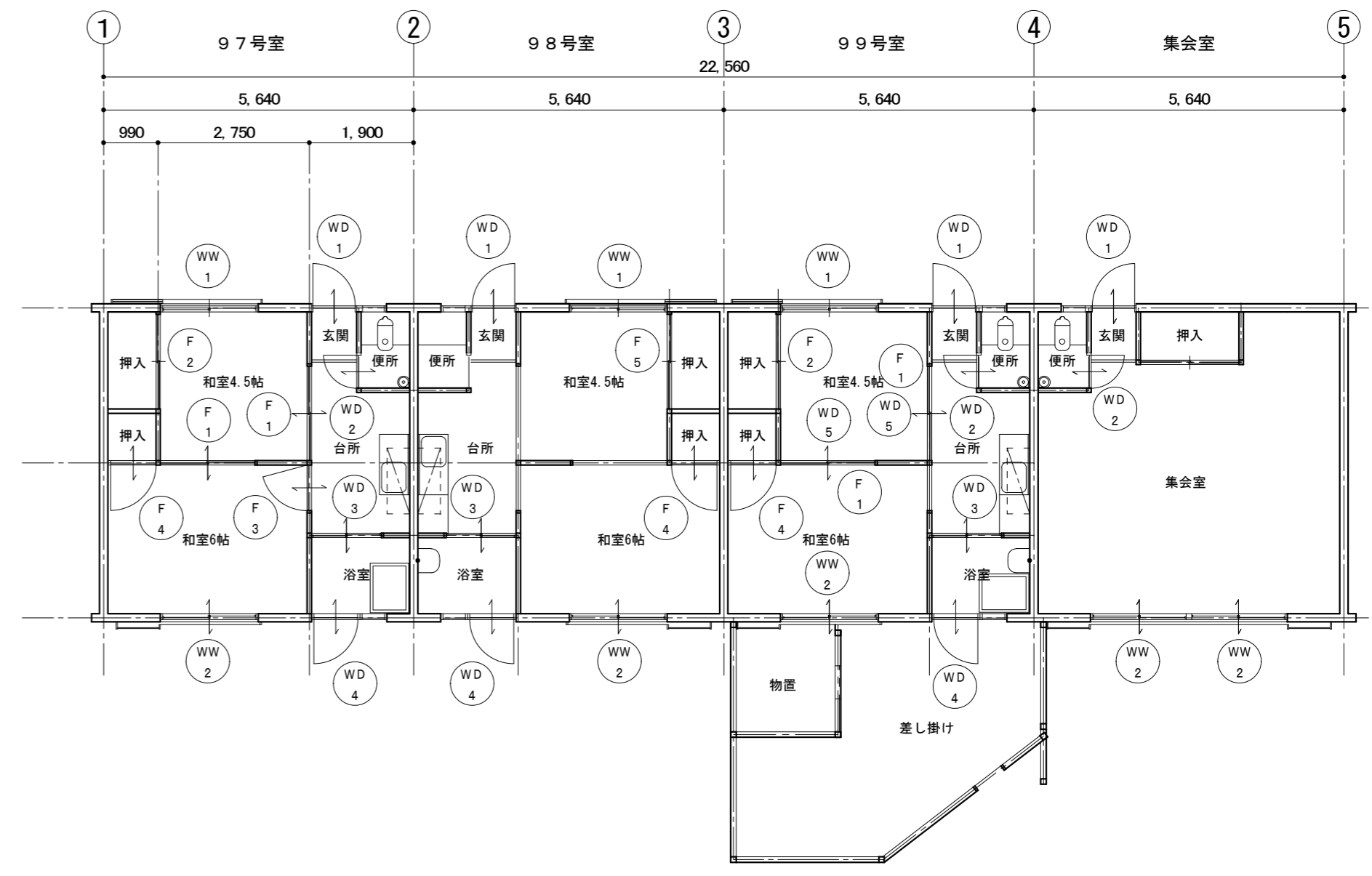
. . .	工事名	大谷西団地97-99号室棟及び114-116号室棟解体撤去工事	SCALE	S=1:30	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. A / 10	
	図面名	矩計図 (97-99号室棟)					



. . .	工事名	大谷西団地97-99号室棟及び114-116号室棟解体撤去工事	SCALE	SCALE	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. A / 11	
	図面名	矩計図 (114-116号室棟)	S=1:30				

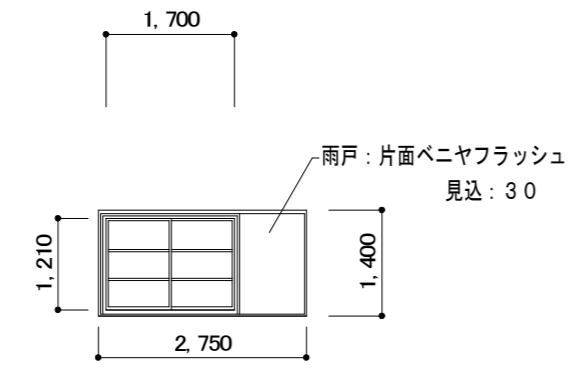
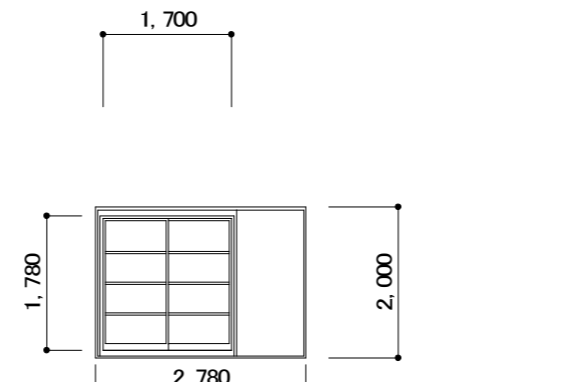
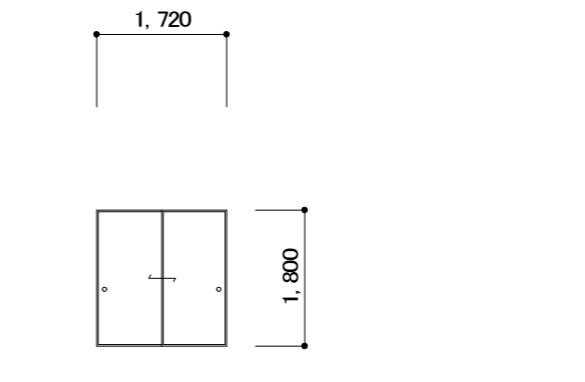
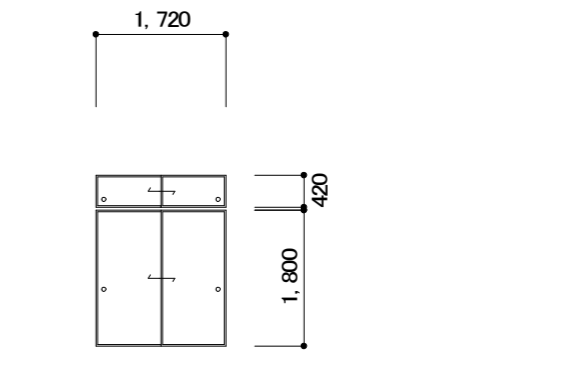
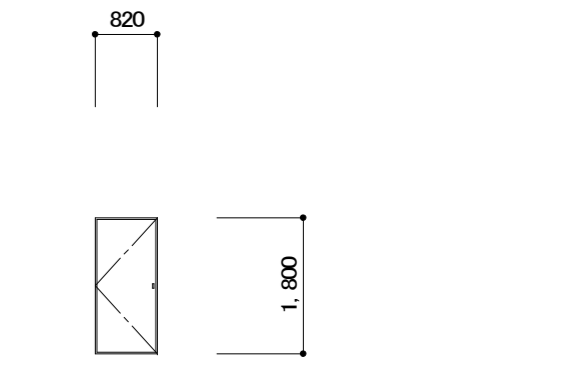
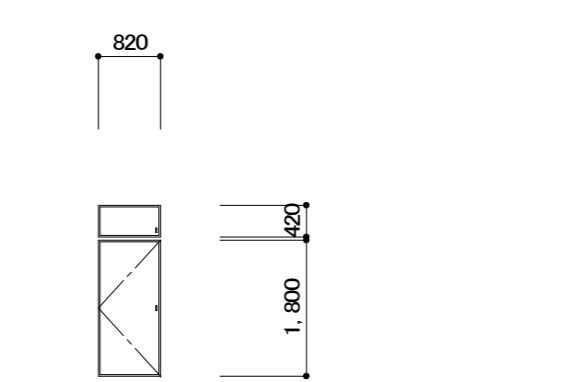
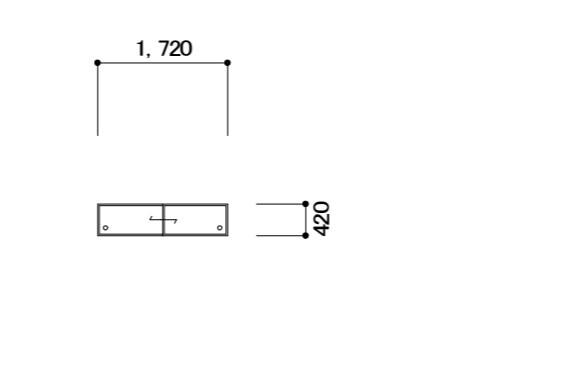
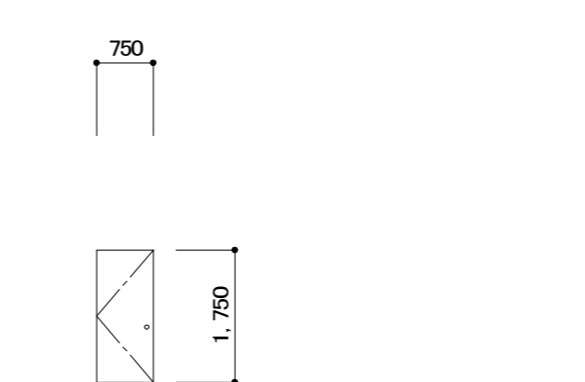
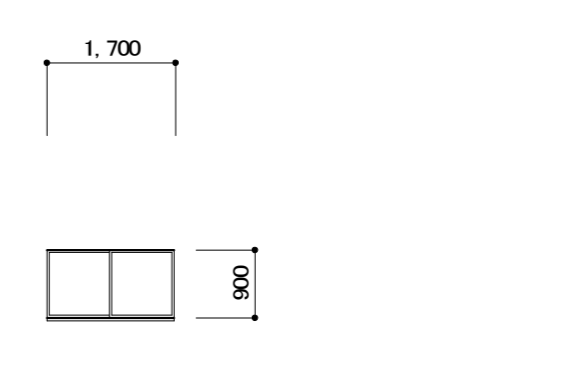
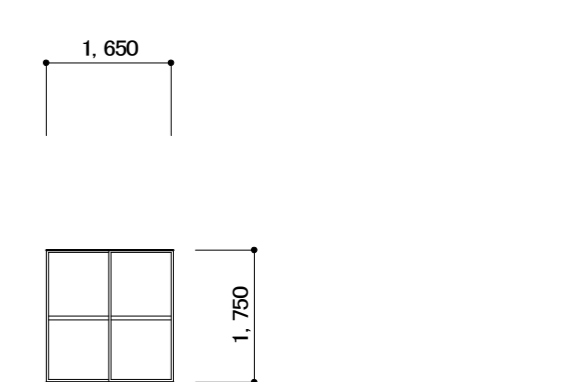


建具配置図 S=1:100



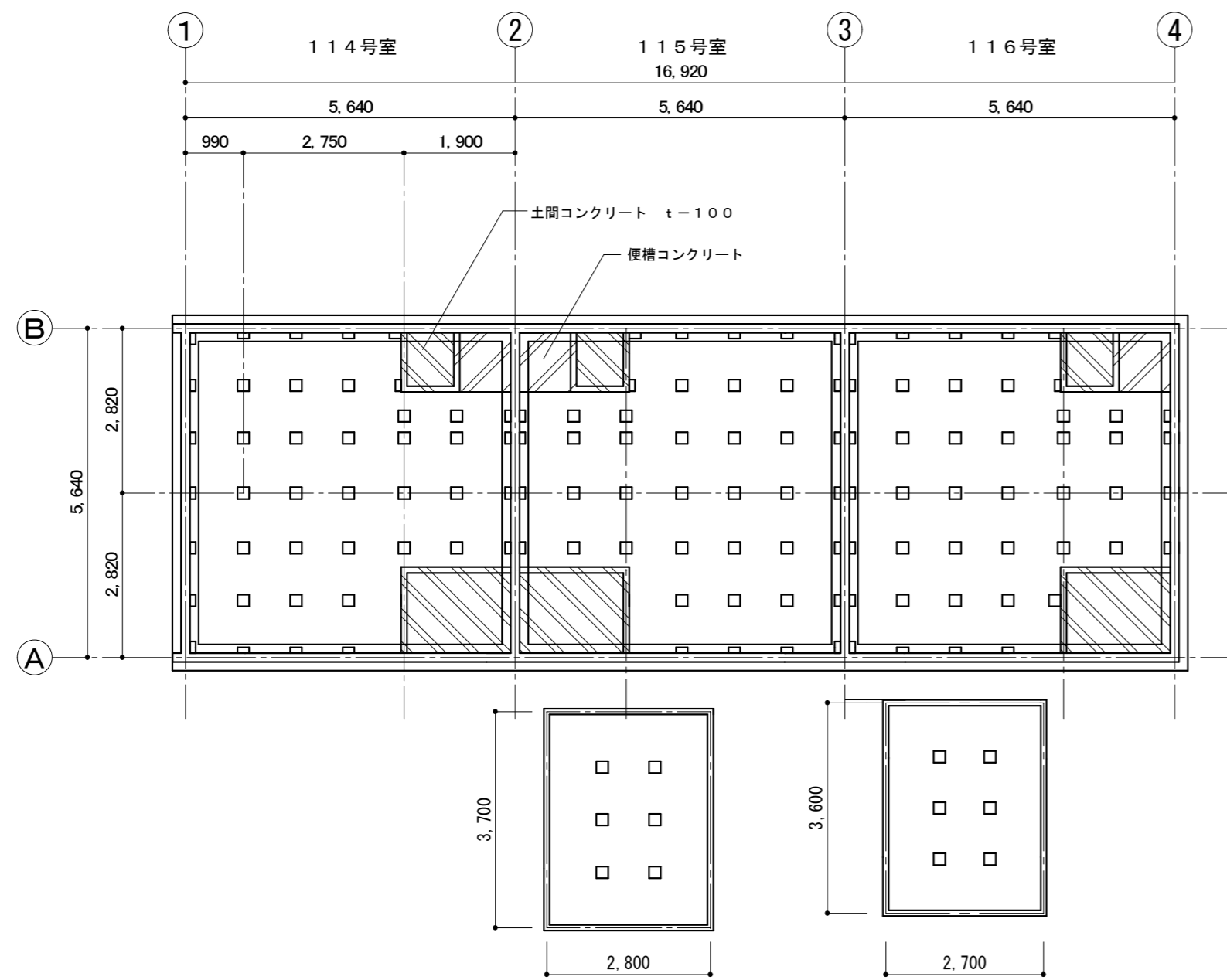
建具配置図 S=1:100

建具表 S=1:100															
符号数量	WD 1	97号室~99号室棟 4ヶ所	114号室~116号室棟 3ヶ所	WD 2	97号室~99号室棟 3ヶ所	114号室~116号室棟 3ヶ所	WD 3	97号室~99号室棟 3ヶ所	114号室~116号室棟 3ヶ所	WD 4	97号室~99号室棟 3ヶ所	114号室~116号室棟 3ヶ所	WD 5	97号室~99号室棟 2ヶ所	114号室~116号室棟 0ヶ所
型式	WD 1 片開きドア、突き出し窓 見込: 40		WD 2 片開きドア 見込: 30		WD 3 引違い框戸 見込: 30		WD 4 片開きドア、突き出し窓 見込: 40		WD 5 引違い戸 見込: 30						
形状															
材質	ベニヤフラッシュ		ベニヤフラッシュ		木製		ベニヤフラッシュ		ベニヤフラッシュ						
仕上															
硝子	ガラス t=3mm				ガラス t=3mm		ガラス t=3mm								
金物															
備考															

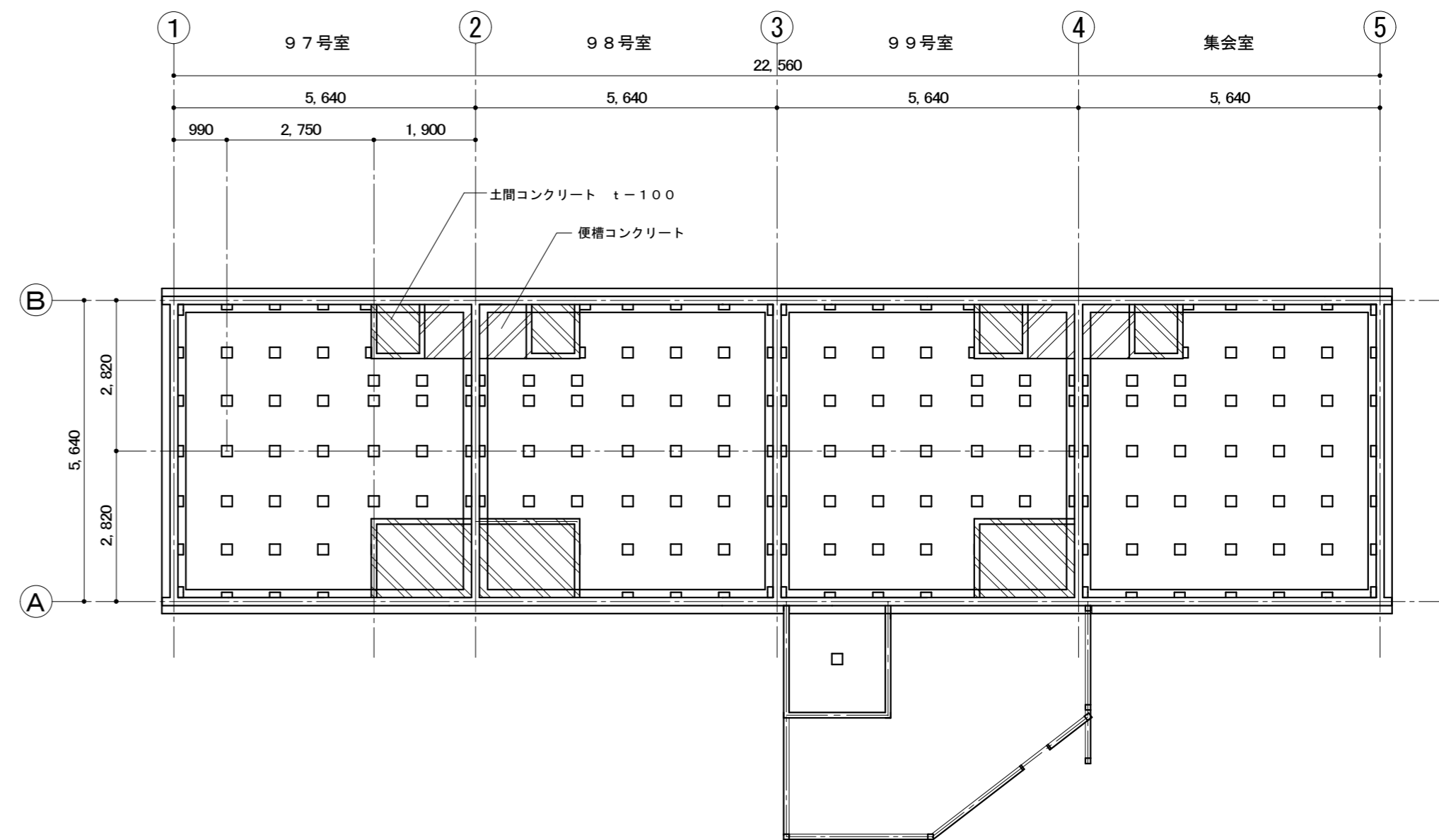
建具表 S=1:100													
符号数量	97号室~99号室棟 3ヶ所	114号室~116号室棟 3ヶ所	97号室~99号室棟 5ヶ所	114号室~116号室棟 3ヶ所	97号室~99号室棟 4ヶ所	114号室~116号室棟 4ヶ所	97号室~99号室棟 2ヶ所	114号室~116号室棟 2ヶ所	97号室~99号室棟 1ヶ所	114号室~116号室棟 3ヶ所			
型式	引き違い窓 見込: 30		引き違い窓 見込: 30		引違い襖 見込: 21		引違い襖 見込: 21		片開き襖 見込: 21				
形状													
材質	木製		木製		襖		襖		襖				
仕上													
硝子	ガラス t=3mm		ガラス t=3mm										
金物													
備考													
符号数量	97号室~99号室棟 3ヶ所	114号室~116号室棟 3ヶ所	97号室~99号室棟 1ヶ所	114号室~116号室棟 1ヶ所	97号室~99号室棟 0ヶ所	114号室~116号室棟 1ヶ所	97号室~99号室棟 0ヶ所	114号室~116号室棟 2ヶ所	97号室~99号室棟 0ヶ所	114号室~116号室棟 3ヶ所			
型式	片開き襖 見込: 21		引違い襖 見込: 21		片開きドア 枠見込: 60		引違窓 枠見込: 60		引違窓 枠見込: 60				
形状													
材質	襖		襖		アルミ		アルミ		アルミ				
仕上													
硝子							ガラス t=3mm		ガラス t=3mm				
金物													
備考													

97-99号室棟			98号室		
97号室			98号室		
撤去家具リスト			撤去家具リスト		
室名		形状	室名		形状
台所	流し台	W1800*D550*H800	台所	流し台	W1200*D550*H800
	吊戸棚	W1200*D400*H500		吊戸棚	W1200*D400*H500
	米びつ (鋼製)	W300*D400*H700		木台	W900*D500*H600
和室4.5帖	木製水屋	W1200*D350*H1760	99号室		
	布製洋服入れ	W770*D550*H1650	撤去家具リスト		
和室6帖	木製家具	W1500*D400*H1050	台所	流し台	W1200*D550*H800
	木製テーブル	W1200*D750*H320		木台	W750*D500*H620
	スチールボックス	W750*D650*H700	増築部分	スチールキャビネット	W900*D450*H750
	木製タンス	W900*D500*H1750		スチールラック	W650*D330*H850
		W1200*D500*H1750	集会室		
		W550*D600*H1800	撤去家具リスト		
撤去家電リスト			台所	流し台	W1200*D550*H800
台所	冷蔵庫	W420*D450*H800			
		W450*D500*H1150			
和室6帖	炊飯器 2台	φ300*H300			
	電気ポット 2台	φ270*H300			
	オーブントースター	W300*D200*H250			
	ストーブ	W500*D250*H470			
		W530*D250*H470			
	電子レンジ	W400*D400*H400			
	扇風機 2台	φ380*H800			
	掃除機	W270*D350*H300			
	洗濯機	W600*D600*H900			
その他					
和室4.5帖	温水パネル 2枚	W2000*D1050*H70			
	給水タンク	W600*D670*H1500			

114-116号室棟		
114号室		
撤去家具リスト		
室名		形状
台所	流し台	W1800*D550*H800
	吊戸棚	W1200*D450*H380
和室6帖	仏壇	W600*D400*H1050
115号室		
撤去家具リスト		
台所	流し台	W1200*D550*H800
	吊戸棚	W1200*D450*H380
撤去家電リスト		
外部	電気温水器	φ700*H1800
その他		
増築建物	シャワートイレ便座 2箱	W650*D650*H300
外部	自転車 1台	
	一輪車 1台	
116号室		
撤去家具リスト		
台所	流し台	W1200*D450*H380
	吊戸棚	W1800*D450*H800
その他		
外部	自転車 2台	



基礎伏図 S=1:100



基礎伏図 S=1:100

. . .	工事名	大谷西団地97-99号室棟及び114-116号室棟解体撤去工事	SCALE	S=1:100	丹羽建築事務所 丹羽 悟 1級建築士登録119290号	NO. A / 15	
	図面名	基礎伏図					